

当院では 特定行為看護師が 特定行為を実施しています

○特定行為とは？

あらかじめ医師が定めた手順書により、研修を受けた看護師が診療の補助を行うことです。

*特定行為の詳細は厚生労働省のホームページを ⇒
ご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



当院では、専門的な知識と技術が必要とされる診療の補助を厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師の指示（手順書）を受けて安全に行っています。

みなさまのご理解・ご協力を よろしくお願いいたします。

特定行為に同意いただけない場合は、看護師長までお申し出ください。

当院で実施する特定行為区分

呼吸器（気道確保に係るもの）関連

呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

胸腔ドレーン管理関連

創傷管理関連

動脈血液ガス分析関連

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

感染に係る薬剤投与関連

○特定行為に係る相談がある場合は、下記までお問い合わせください。

患者相談窓口

○受付時間：月曜日～金曜日（休日除く）

午前 9：00～午後 5：00

○場所：患者相談窓口（外来管理治療棟 1 階 正面玄関 右側）

窓口責任者：医事専門職

